

託送供給約款 新旧対照表

現行約款	区 分	改正後
Ⅲ. 料金等の算定 １９. 料金等の支払 （１）託送供給料金の支払義務は、次に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。 ① 検針日（14（４）①、④で新たに託送供給を開始した場合及び16（13）を除きます。） ② 16（14）、（15）又は（16）後段の規定（（13）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日 ③ 16（13）前段又は（16）前段の規定（（13）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、ガス量をお知らせした日 （２）18に規定する中途解約補償料の支払義務は解約日とします。契約最大払出ガス量超過補償料は、発生要因となった月分の託送料金の発生日と同日とします。 （３）23に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月１日に発生いたします。 （４）24に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月１日に発生いたします。 （５）託送供給料金及び補償料の支払期限日は、支払義務発生月の翌月の末日といたします。 （６）注入計画乖離補償料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。 （７）過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。 （８）（５）（６）（７）における支払期限日が、休日（日曜日、銀行法第１５条第１項に規定する政令で定める日及び12月30日をいいます。）の場合には、その直前の休日でない日を支払期限日といたします。 附則 １. 実施期日 この約款は、平成３０年６月１日から実施いたします。	変 更	Ⅲ. 料金等の算定 １９. 料金等の支払 （１）託送供給料金の支払義務は、次に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。 ① 検針日（14（４）①、④で新たに託送供給を開始した場合及び16（13）を除きます。） ② 16（14）、（15）又は（16）後段の規定（（13）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日 ③ 16（13）前段又は（16）前段の規定（（13）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、ガス量をお知らせした日 （２）18に規定する中途解約補償料の支払義務は解約日とします。契約最大払出ガス量超過補償料は、発生要因となった月分の託送料金の発生日と同日とします。 （３）23に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月１日に発生いたします。 （４）24に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月１日に発生いたします。 （５）託送供給料金及び補償料の支払期限日は、支払義務発生月の翌月の末日といたします。 （６）注入計画乖離補償料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。 （７）過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。 （８）（５）（６）（７）における支払期限日が、休日（日曜日、銀行法第１５条第１項に規定する政令で定める日及び12月30日をいいます。）の場合には、その直前の休日でない日を支払期限日といたします。 附則 １. 実施期日 この約款は、<u>平成３０年７月２０日</u>から実施いたします。

現行約款			区 分	改正後			
別表			修 正	別表			
(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア（供給区域等）				(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア（供給区域等）			
(1) 当社は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。				(1) 当社は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。			
低圧で払い出す 場合の圧力		最高圧力 最低圧力		2. 5キロパスカル 1. 0キロパスカル		2. 5キロパスカル 1. 0キロパスカル	
(2) 当社は、2. 5キロパスカルを超えるガスの託送供給申し込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行うことがあります。				(2) 当社は、2. 5キロパスカルを超えるガスの託送供給申し込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行うことがあります。			
(3) 当社は、(1) 及び(2) の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けられた場合には、その賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がない場合には、当社は賠償の責任を負いません。			(3) 当社は、(1) 及び(2) の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けられた場合には、その賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がない場合には、当社は賠償の責任を負いません。				
(4) 当社は以下のとおり払出エリア（供給区域等）を定めます。			(4) 当社は以下のとおり払出エリア（供給区域等）を定めます。				
供給区域			供給区域				
埼 玉 県	坂戸市 元町 仲町 本町 日の出町 泉町 泉町2丁目 泉町3丁目 大字千代田 大字片柳新田 大字栄 大字坂戸（東武鉄道東上線以南を除く） 大字関間新田（東武鉄道東上線以南を除く） 大字石井 字下元宿 字前原 字鬼橋 字稲荷前 字北谷頭 字南谷頭 字大智寺前 字勝呂町 字大智寺後 字新町前 字宿山 字上元宿 字芝生美 字新町 字宿内 字永金 大字塚越 字大西谷 字藤井 字鬼橋 字谷治川市道 1623 号線以西 字馬場市道 1623 号線以西 字道場 大字紺屋 字景台 字松原 字大橋 字前谷 大字中小坂 字大龍字上谷字西谷ツ 字下谷 字西窪 字大穴 字原 字前窪 字新田 字金山 東坂戸1丁目、2丁目 関間1丁目、2丁目・3丁目・4丁目（簡易ガス事業地点群セブホーム坂戸団地を除く） 中富町 大字栗生田 大字戸口 大字坂戸 字扇田 字高田 字出戸の全部 南町 緑町1番、4番、5番、7番、22番、23番、24番、25番、26番、 27番、28番（ただし簡易ガス事業坂戸緑町地区の供給地点を除く） 三光町 花影町 大字上吉田 大字片柳（国道 407 号線以东かつ飯盛川以北を除く） 浅羽野1丁目 浅羽野2丁目 浅羽野3丁目 大字浅羽 字場所 字内出 字宮裏 字宿表（東武越生線以北） 字橋場（東武越生線以北） 字石原（市道 4180 号線以南かつ市道 4181 号線以东）		埼 玉 県			坂戸市 元町 仲町 本町 日の出町 泉町 泉町2丁目 泉町3丁目 大字千代田 大字片柳新田 大字栄 大字坂戸（東武鉄道東上線以南を除く） 大字関間新田（東武鉄道東上線以南を除く） 大字石井 字下元宿 字前原 字鬼橋 字稲荷前 字北谷頭 字南谷頭 字大智寺前 字勝呂町 字大智寺後 字新町前 字宿山 字上元宿 字芝生美 字新町 字宿内 字永金 大字塚越 字大西谷 字藤井 字鬼橋 字谷治川市道 1623 号線以西 字馬場市道 1623 号線以西 字道場 大字紺屋 字景台 字松原 字大橋 字前谷 大字中小坂 字大龍字上谷字西谷ツ 字下谷 字西窪 字大穴 字原 字前窪 字新田 字金山 東坂戸1丁目、2丁目 関間1丁目、2丁目、 <u>3</u> 丁目、 <u>4</u> 丁目 中富町 大字栗生田 大字戸口 大字坂戸 字扇田 字高田 字出戸の全部 南町 緑町1番、4番、5番、7番、22番、23番、24番、25番、26番、 27番、28番（ただし簡易ガス事業坂戸緑町地区の供給地点を除く） 三光町 花影町 大字上吉田 大字片柳（国道 407 号線以东かつ飯盛川以北を除く） 浅羽野1丁目 浅羽野2丁目 浅羽野3丁目 大字浅羽 字場所 字内出 字宮裏 字宿表（東武越生線以北） 字橋場（東武越生線以北） 字石原（市道 4180 号線以南かつ市道 4181 号線以东）	

現行約款		区 分	改正後
埼 玉 県	大字沢木（旧市道 3410 号線以南） 大字金田（旧市道 3410 号線以南） 大字今西（旧市道 3410 号線以南） 大字北浅羽（ただし旧大字今西に限る） 大字塚崎 大字新堀 大字堀込 大字竹ノ内 大字小山 大字長岡 大字北峰 字西浦 字毛地 にっさい花みず木 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目、7 丁目、8 丁目		大字沢木（旧市道 3410 号線以南） 大字金田（旧市道 3410 号線以南） 大字今西（旧市道 3410 号線以南） 大字北浅羽（ただし旧大字今西に限る） 大字塚崎 大字新堀 大字堀込 大字竹ノ内 大字小山 大字長岡 大字北峰 字西浦 字毛地 にっさい花みず木 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目、7 丁目、8 丁目
	鶴ヶ島市 大字藤金 字仲道 字大下 字下前 字仲橋 字仲丸 字大境 字道上（関越自動車道以東） 字橋上（関越自動車道以東） 字後谷（関越自動車道以東） 字久保（市道 232 号線以北、市道 233 号線以北） 字柴山 大字富士見 大字上広谷（大谷川雨水第 2 幹線以西、ただし簡易ガス事業大丸団地の供給 地点を除く） 大字五味ヶ谷 共栄町 脚折町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目 大字脚折（関越自動車道以東） 大字脚折（市道 758 号線以北） 大字下新田（市道 403 号線より東かつ市道 115 号線より北（ただし簡易ガス事業の鶴ヶ島 はなみずき団地の供給地点を除く）、および市道 115 号線以南かつ市道 117 号線以東かつ市道 9-2 号線および市道 111 号線以北、並びに市道 9-2 号線以 北かつ市道 117 号線より西かつ市道 113 号線以南、および市道 9 号線以東か つ市道 111 号線より南かつ市道 758 号線以北） 羽折町 大字鶴ヶ丘（市道 225 号線以北かつ市道 224 号線以東かつ大谷川雨水第 2 幹線より西）		鶴ヶ島市 大字藤金 字仲道 字大下 字下前 字仲橋 字仲丸 字大境 字道上（関越自動車道以東） 字橋上（関越自動車道以東） 字後谷（関越自動車道以東） 字久保（市道 232 号線以北、市道 233 号線以北） 字柴山 大字富士見 大字上広谷（大谷川雨水第 2 幹線以西、ただし簡易ガス事業大丸団地の供給 地点を除く） 大字五味ヶ谷 共栄町 脚折町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目 大字脚折（関越自動車道以東） 大字脚折（市道 758 号線以北） 大字下新田（市道 403 号線より東かつ市道 115 号線より北（ただし簡易ガス事業の鶴ヶ島 はなみずき団地の供給地点を除く）、および市道 115 号線以南かつ市道 117 号線以東かつ市道 9-2 号線および市道 111 号線以北、並びに市道 9-2 号線以 北かつ市道 117 号線より西かつ市道 113 号線以南、および市道 9 号線以東か つ市道 111 号線より南かつ市道 758 号線以北） 羽折町 大字鶴ヶ丘（市道 225 号線以北かつ市道 224 号線以東かつ大谷川雨水第 2 幹線より西）
	川越市 大字下広谷（県道川越坂戸毛呂山線以南を除く） 大字竹野		川越市 大字下広谷（県道川越坂戸毛呂山線以南を除く） 大字竹野
	鳩山町 松ヶ丘 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目 楓ヶ丘 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目 鳩ヶ丘 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目 大字赤沼 字境田 字大平台 字日向 字町田山 字坊田 字宮山台		鳩山町 松ヶ丘 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目 楓ヶ丘 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目 鳩ヶ丘 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目 大字赤沼 字境田 字大平台 字日向 字町田山 字坊田 字宮山台